

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、連邦準備制度理事会議長更迭

カーター大統領は昨77年12月28日、本年1月末に任期満了となるバーンズ連邦準備制度理事会議長の後任としてジョージ・ウィリアム・ミラー(George William Miller)氏を指名、これを受けた米国議会上院は3月3日、同氏を連邦準備制度理事会理事に任命(注)することに同意、ミラー氏は3月8日議長に就任した(なお、上院の承認が遅れたのはミラー氏が会長を勤めてきたTextron社のイラン向けヘリコプター輸出に絡む問題の審議が尾を引いたためであり、この間連邦準備制度理事会議長はバーンズ氏が勤めてきた)。

(注) 現在上院の承認を必要とするのは理事の任命であり、議長の選任については上院の承認を必要としないこととなっている(ただし、昨年の連邦準備法の一部改正により79年1月以降においては議長の任命にも上院の承認を必要とする<52年12月号「要録」参照>)。なおバーンズ議長の理事としての任期は84年1月末までとなっているため、ミラー氏の理事就任はこの1月末で任期満了するリリー理事の後任というかたちをとる。

ミラー新議長は、1925年3月オクラホマ州に生まれ、1952年カリフォルニア大学(法科)を卒業後、ニューヨークの法律事務所勤務等を経て1956年以降テクストロン社(Textron Inc.(注))に在籍、この間60年同社社長、74年同社会長に就任している。また同氏は71年1月からボストン連銀の取締役を勤めているほか、政府の諮問機関である雇用機会公正化委員会(Industrial Advisory Council of the President's Committee on Equal Employment Opportunity)、退役軍人雇用促進委員会(Presidential Committee to Help Veterans Find Jobs)の委員長を歴任、さらに民間研究機関であるコンファレンス・ボードの会長を勤めるなどの前歴をもつ。

なお、すでにバーンズ議長は3月末までの適当な時期に理事をも辞任する意向を明らかにしている。

(注) ロードアイランド州所在の航空機器、金属製品等の製造を行ういわゆるコングロマリット(当初織維会社として発足)でフォーチュン誌調査によると76年の売上げ高は全米第83位。

#### ◇米国連邦公開市場委員会、「外国為替操作権限」を改定

連邦公開市場委員会(FOMC)は3月3日、ニューヨーク連銀に対する外国為替操作権限を改定した旨発表した。それによれば同委員会は1月6日および17日の会合において、ニューヨーク連銀が外国為替操作に当って保有を認められる外貨の総合持高(overall open

position(注))限度を従来の10億ドルからそれぞれ15億ドル(1月6日)、17.5億ドル(1月17日)に引き上げる旨決定していた。本措置のねらいにつきFOMCは、「最近における外国為替操作の規模増大にかんがみ採ったもの」と説明している。

(注) 総合持高(over-all open position)とは、各外貨のオープン・ポジションの累計額(売持ち、買持ちを問わず絶対額の合計)。各通貨ごとのオープン・ポジションとは、当該通貨の直物ポジション、プラス先物ポジション。

#### ◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は3月8日、公定歩合を7.5%から8.0%へ引き上げ、翌9日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合変更は77年5月9日の引下げ(8.0→7.5%)以来の措置である。

今次措置の趣旨について同行のブイ総裁は、次のような声明を発表している。「76年後半以降カナダの短期金利が大幅に低下した一方、米国のは大幅に上昇したため両国間の金利格差が著しく縮小をみており、これがカナダ・ドル相場の大幅下落(注)の一因となっている。しかもマネーサプライがこのところ比較的高い伸びを示していることから、カナダ銀行としてはマネーサプライの適正増加率達成を損なうような事態を招くことなく短期金利を引上げる余地があると判断した。今次措置に伴う短期金利の上昇はカナダ・ドル相場に対する引下げ圧力を和らげるとともにカナダの外国為替市場の秩序を回復するうえで役立とう。なお今次公定歩合引上げが短期的に国内の生産・雇用情勢に大きな影響をもたらすとは思われず、むしろ長期的にみてカナダ経済に資するであろうと信ずる」。

(注) カナダ・ドル相場の推移(1カナダ・ドル当り)。

76年12月末	0.9915米ドル
77年 " "	0.9141 " "
78年3月8日	0.8867 " "

### 欧洲諸国

#### ◇EC共同フロート参加国、ノルウェー・クローネの切下げを決定

1. EC共同フロート参加各国の蔵相、中央銀行総裁は、ノルウェー政府の要請に基づき2月10日、コペンハーゲンにおいて臨時会合を開き、ノルウェー・クローネの基準介入点を共同フロート他通貨に対し8%切下げることで合意した(2月13日から実施)。共同フロート内の通貨調整は77年8月28日(スウェーデンの共同フロート離脱、ノルウェー・クローネ、デンマーク・クローネの基準介入点5%切下げを決定、52年9月号「要録」参

## 各 国 中 央 銀 行 の 新 介 入 点

通貨名	中央銀行名 D.M.	ブンデス バンク D.M.	ベルギー 中央銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デンマーク 中央銀行 D.Kr.	ノルウェー 中央銀行 N.Kr.
D.M. 100マルクにつき	上限 基準 下限		1,576.50 1,541.42 1,507.125	108.70 106.286 103.925	277.555 271.381 265.345	265.261 259.360 253.590
B.Fr. 100ベルギー・フランにつき	上限 基準 下限	6.635 6.4875 6.343		7.0520 6.89531 6.7420	18.0065 17.6059 17.2145	17.2089 16.8261 16.4518
D.Gl. 100オランダ・ギルダーにつき	上限 基準 下限	96.225 94.086 91.995	1,483.25 1,450.26 1,418.00		261.14 255.332 249.655	249.573 244.021 238.592
D.Kr. 100デンマーク・クローネにつき	上限 基準 下限	37.685 36.8485 36.030	580.90 567.99 555.35	40.055 39.1647 38.2925		97.7448 95.5703 93.4441
N.Kr. 100ノルウェー・クローネにつき	上限 基準 下限	39.435 38.5564 37.700	607.85 594.315 581.10	41.9125 40.9796 40.0675	107.015 104.635 102.31	

照)以来約半年ぶりのものである。

2. 今次措置につき、Kleppe ノルウェー蔵相は、「最近のノルウェーの対外バランスの悪化にかんがみ採られたもの」と説明している。

各国中央銀行発表による新介入点は上表のとおり。

## ◇西ドイツ、シュミット内閣小幅改造

シュミット首相は2月3日、内閣の小幅改造(6閣僚交替)を発表した。

これは国防省内盗聴事件の引責によるレーバー国防相の辞任に伴うもので、新国防相にはアペル現蔵相が就任、また新蔵相にはマットヘーファー研究・技術相が起用されている(新閣僚は2月16日就任)。

改造のあった閣僚ポストおよび新旧閣僚は以下のとおり。

ポスト	旧閣僚	新閣僚
蔵	相 Hans Apel(SPD)→	Hans Matthöfer(SPD)
國 防	相 Georg Leber(SPD)→	Hans Apel(SPD)
住 宅・都 市 建 設 相	Karl Ravens(SPD)→	Dieter Haack(SPD)
研 究・技 術 相	Hans Matthöfer(SPD)→	Volker Hauff(SPD)

教 育・科 学 相 Helmut Rohde(SPD)→  
Jürgen Schmude(SPD)  
経 济 協 力 相 Marie Schlei(SPD、女性)→  
Rainer Offergeld(SPD)

## ◇西ドイツ、5.5%ものおよび6.0%もの連邦債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は2月9日、(1)5.5%、および(2)6.0%もの連邦債を同時に発行することとし、その発行要領を次のとおり決定した。

なお、前2回の連邦債発行(52年12月号、53年1月号「要録」参照)と同様に、期間により2つのタイプに分けられたのは、「機関投資家に比べ個人投資家が比較的期間の短いものを望むなど、債券に対する多様な需要動向に応じたため」とされている。

	(1)	(2)
発 行 額(注)(億ドイツ・マルク)	8	5
表 面 利 率( % )	5.5	6.0
期 間( 年 )	8	15
発 行 価 格( % )	99.75	99.75
応募者利回り( % )	5.54	6.02
売 出 し 期 間	2月14~16日	

(注) ただし、上記発行額中5.5%もの200百万マルク、6.0%もの100百万マルクについてはブンデス銀行が市場価格操作のため留保する。

#### ◆フランス銀行、期日物売戻し条件付オペを一時停止

1. フランス銀行は2月3日、割引業者および市中金融機関に対し、1か月、3か月、6か月の期日物売戻し条件付きオペ(les pensions à terme)を当面停止し、市場介入は翌日物(au jour le jour)に限る旨通達した。本措置は、今次総選挙において左翼連合の有利を予測する各種世論調査結果をいや気して活発化したフラン投機(2月上旬)に対処して採られたもので、フランス銀行では、「今回のフラン投機が総選挙を前にした一時的な綾とみられる以上、これに対処して採用する可能性もある“危機的高レート”(taux de crise)を期日物にまで適用することは、国内経済面に及ぼすインパクトを考えた場合適当ではないとの配慮によるものである」旨説明している。
2. なお、今次措置実施に伴い、短期市場金利が急騰したことによると加え、フランス銀行による為替市場への介入もあって、月央以降為替市場が小康を取り戻したため、フランス銀行は2月13日、期間3か月、6か月の期日物の売戻し条件つきオペを再開した。

#### ◆フランス政府、産業振興のための政策方針を発表

フランス政府は2月9日、社会経済閣僚会議において長期的な雇用の安定と国際競争力の維持ないし強化を目的とした産業振興政策を決定した。これによるとこれまで実施してきた産業の体質強化策(①構造不況部門の保護、近代化の促進、②成長部門への財政援助)の一環として新たに以下の具体策を実施することとされている。

##### (1) 研究開発投資

- イ. 今後1980年までは技術開発投資を4つの最重点部門(農業・食品、エネルギー、産業機械、薬品)と6つの第2優先部門(電気機器、ファインケミカル、自動車、計測機器、建築、エンジニアリング)に重点的に誘導する。

- ロ. 現行の研究開発投資関連政府融資(企業の研究開発投資総額は現在年間200億フラン、うち28%が政府資金)の60%が100社程度の航空・宇宙開発、エレクトロニクス関係を中心とする大企業に集中している状況につき再検討を加える。

##### (2) 個別対策

- イ. 集積回路……航空機関連の高級技術の開発とその分野への生産の特化を促進し、1985年までにこの部門における貿易収支の均衡化を図る。このための研究所をグルノーブルに設置する。

ロ. 宇宙衛星……地上観測衛星(SPOT)の打上げ時期を1984年初とし、直ちにその開発を開始する(開発予算7億フラン)。

ハ. 繊維・被服……化学繊維部門の設備更新および製品の高級化、多様化を図るため特別融資(現在計画されている設備投資額1億フランの25%相当)を実施するほか、当分の間、経済環境の変化に対応するための特別の協議・指導機関を設置する。

ニ. 鉄道機器……輸出を促進するため、輸出コンソーシアムの設立を図る。

#### ◆英国政府、住宅取得促進法案を公表

1. 英国政府は2月7日、住宅取得者に対する補助金、無利子融資等を内容とする「住宅取得促進法案(the Home Purchase Assistance and Housing Corporation Guarantee Bill)」を公表した。同法案の内容は次のとおり。

- (1) 政府の認定した金融機関に対し、住宅ローンの融資を申込む際、次の条件を満たしていれば、最低40ポンドから最高110ポンドの補助金(非課税)を支給する。
  - ① 新規の住宅取得であること、
  - ② 2年以上当該金融機関に積立貯蓄し、かつ12か月間にわたり最低300ポンドの貯蓄残高を有していること、
  - ③ 購入する住宅の価格が環境相の設定する地域別上限価格(注)を上回っていないこと、
- (2) 上記条件を満たしたうえ、積立て貯蓄残高が600ポンド超の場合には、別途、600ポンドの無利子融資(5年間)を行う。

(注) 地域別上限価格(1977年価格)は次のとおり設定される見通し。

Yorkshire, Humberside	..... 9,000 ポンド
North-west, East Midlands	..... 9,500 "
Wales	..... 9,900 "
North, East Anglia, West Midlands	..... 10,000 "
South-west	..... 11,200 "
Scotland	..... 12,800 "
South-east	..... 12,900 "
Greater London	..... 14,700 "

2. 本法案は住宅取得を促進することをねらいとするもので、施行されれば、1980年以降毎年22万人が本制度の恩典を受けることになるものとみられている(これによる財政負担増は年間約1億ポンド)。

#### ◆イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を延長

イタリア政府(注1)は1月30日、昨年2月以降実施してきた企業の社会保険負担軽減措置(注2)の期限を3月

末まで2か月間延長する旨決定した。本措置に伴う国庫負担増は約2,750億リラと見積もられている。

なお、今回の期限延長は新内閣が組成されるまでの暫定的措置であるとみられ、アンセルミ労働相は、「本措置は年末まで継続される見込みである」と述べている。

(注1) 本年1月16日に第3次アンドレオッティ内閣が総辞職し、その後旧内閣が暫定的に政務を担当していたが、3月16日、第4次アンドレオッティ内閣が議会の信認を受け発足した。

(注2) 社会保険料企業負担の一部(現在労働者1人当たり月額2,450リラ)を国庫が肩代りすることにより企業の労働コストを軽減する措置(52年3月号「要録」参照)。

#### ◇スイス、外資流入抑制のための一連の施策を発表

1. スイス政府および中央銀行は2月下旬、最近の外資流入、スイス・フラン相場急騰に対処するため、以下の諸措置を実施する旨発表した。

(1) 公定歩合およびロンバード・レート(債券担保貸付レート)を0.5%引下げる(2月24日発表、2月27日実施、公定歩合の引下げは77年7月以来7か月ぶり、また、公定歩合1%という水準はスイス中央銀行設立<1905年>以来最低)。

公定歩合 1.5→1.0%

ロンバード・レート 2.5→2.0%

(2) 非居住者スイス・フラン建て預金に対するネガティブ・インタレスト(レートは四半期当り10%)の適用範囲を拡大する(2月24日発表、4月1日以降実施)。

なお、外国中央銀行のスイス・フラン建て預金に対しても一般非居住者預金と同様にネガティブ・インタレストが課せられることとされている(3月1日発表)。

イ. 基準日(74年10月31日)の預金残高が5百万スイス・フランを超えるものは基準日のいかんを問わず、5百万スイス・フランを超える部分を適用対象とする(従来は基準日残高を超える増加額のみ対象)。

ロ. 基準日の残高が1百万スイス・フラン超5百万スイス・フラン以下のものは適用免除額を基準日における残高の80%(従来基準日における残高まで適用対象外)へと20%削減し、これを超える部分を適用対象とする。

ハ. 基準日の預金残高が1百スイス・フラン以下のものについては従来通り基準日の残高を超える増加額について適用する。

ニ. ただし、ロ.ハ.については適用対象額から10万ス

イス・フラン(ただし、ハ.のうち基準日の残高が15万スイス・フラン未満であった外国銀行については25万スイス・フラン)を控除することを認める。

(3) これまで規制措置のなかった非居住者に対するスイス国内債(連邦債、社債等のほかスイス・フラン建て外債も含む)の売却を禁止する(2月27日発表、即日実施)。

ただし以下のものについては例外とする。

イ. 自動的に認められるもの

(イ) 既資本参加スイス企業の増資に対する払込み

(ロ) 海外に80%以上投資している投資信託への参加

ロ. スイス中央銀行の許可のもとに認められるもの

(イ) 海外に80%以上投資しているスイス所在 holding company の株式取得

(ロ) スイス・フラン建て外債(注)に対する応募

(注) ただし、スイス・フラン建て外債の発行は、①発行代り金が速やかに他通貨に転換され、国外に持出されること、②発行額の65%は居住者が引受けること等の条件が付されている。

(ハ) スイス企業への経営参加

(4) 1人四半期当り2万スイス・フラン相当額を超える外国銀行券の国内持込みを禁止する(注)(2月27日発表、即日実施)。

(注) 本措置はかつて76年4月21日以降77年4月30日まで実施(51年5月号「要録」参照)されたことがあるが、今回は同措置をそのまま復活させたもの。

2. スイス中央銀行筋では今回の一連の措置につき、「今次措置はスイス・フラン相場急騰を抑えるためにとられたものであり、特に国内輸出・観光産業からの強い要請に配慮した結果である。このうち、今回新たに導入した非居住者に対するスイス国内債の売却禁止措置については、これまでいわゆる強い通貨国のうちでスイスにのみこうした規制がなく、これが最近のスイスへの外資流入の主たる源となっていただけに、公定歩合の引下げやスイス・フラン建て非居住者預金に対するネガティブ・インタレスト適用範囲拡大措置とあわせて今後外資流入抑制に相当効果をあげるものと期待している」旨コメントしている。

3. なお、スイス政府および中央銀行は上記一連の外資流入抑制措置を実施する一方、2月24日、以下のとおり、一部為替管理の緩和を発表した。

(1) 外為銀行に対するポジション規制の緩和

これまで外為銀行は毎営業日終了時において、外貨別にポジションをスクウェアにすることとされていたが、今後はオーバーオールのポジションをスクウェアにすることで足りる(外貨別の規制を廃止)。

## (2) 対非居住者先物為替取引規制の緩和(注)

イ. 期間10日以内の先物為替売却は74年10月末残高の20%まで認める。

ロ. 期間10日超の先物為替売却は同40%まで認める。

(注) 従来は1ヶ月以内の取引は禁止、1ヶ月超の取引は74年10月末残高の40%までとされていた。

## ◇スウェーデン、商業銀行に対する流動性比率を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は1月26日、商業銀行に対する流動性比率を次のとおり、3大銀行に対して6%、その他については5%引上げる旨発表した(カッコ内は旧比率<52年9月号「要録」参照>、流動性比率の算出方法については51年7月号「要録」参照)。

## 3大銀行

うちPost-och Kreditbanken(資金量最大)32%(26%)

Skandinaviska Enskilda Banken および

Svenska Handelsbanken(同2、3位)29%(23%)

中位各行 25%(20%)

その他 24%(19%)

なお、貯蓄銀行・農業金融機関に対する流動性比率は据置(大手行24%、中小行23%)。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では、「財政赤字の拡大(77年度<77/7月~78/6月>の財政赤字幅は戦後最大の332億クローネを計上する見通し)に伴い予想されるマネーサプライの増加を抑制することを主としてねらったもの」と説明している。

## ◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は2月16日、公定歩合を0.5%引下げ(8.0→7.5%)、翌17日から実施するとともに、長期債の応募者利回りを新規発行分から1%引上げる(政府債については引上げ後10%の水準とする)旨発表した。スウェーデンの公定歩合変更は76年10月4日の引上げ(6.0→8.0%、51年10月号「要録」参照)以来1年4か月ぶりのことである。

2. 本措置に関するスウェーデン中央銀行のコメント次のとおり。

「1976年10月の公定歩合引上げの際、外資流出を抑制する見地から短期金利を2%引上げる一方、長期金利引上げ幅を0.5%にとどめたため長短金利差が著しく縮小(注)、この結果最近では、長期債市場への資金流入が細り、財政赤字のファイナンスや民間企業の長期資金調達にも円滑を欠く事態が生じていた。今回の措置は、こうした事態を是正すべく、スウェーデン・クローネが比較的安定的に推移している時期をとらえて、長短金利水

準のバランスの回復を図ったものであり、金融引締めの基本方針に変更を加えるものでは全くない」。

(注) 例えば、長期債の市場利回りは公定歩合引上げ後0.4%(1976/9月末9.21%→12月末9.62%)程度しか上昇していないのにに対し、この間TB(3ヶ月もの)発行レートは7.5→9.5%へと引上げられ、長短金利差は著しく縮小していた。

## ◇ノルウェー、消費抑制措置等を発表

ノルウェー政府およびノルウェー中央銀行は1月27日、割賦販売の規制強化等一連の消費需要抑制措置を発表した。

本措置は個人消費需要の堅調から輸入が高水準を維持、このため同国の貿易収支が悪化していることに対処して採られたものとみられている(注)。主な内容以下のとおり。

## (1) 消費財に対する割賦販売規制の強化

	頭金比率	残金返済期間
一般消費財	35→50%	規制なし→1年
自動車	60→80%	1年→半年

## (2) 金融機関の消費者ローン向け融資わく削減

78年中20億クローネ削減(商業銀行12億クローネ、貯蓄銀行8億クローネ)

## (3) 貯蓄優遇策

- ① 貯蓄国債(期間5年)の金利引上げ(9→10%)
- ② 利子所得に対する所得税控除額引上げ(2→3千クローネ)

(注)

	(単位・億クローネ、季節調整済み、月平均)				
	1977/1Q	II Q	III Q	10月	11月
輸出(FOB)	35.2	39.0	39.7	37.9	33.7
(前年比・%)	(4.8)	(9.9)	(0.8)	(11.9)	(△0.7)
輸入(CIF)	54.2	53.8	66.2	58.7	57.0
(前年比・%)	(13.2)	(16.2)	(25.9)	(10.4)	(15.5)
貿易収支じり	△19.0	△14.8	△26.5	△20.8	△23.4
(前年同期)(△月実数)	(△14.4)	(△10.8)	(△13.2)	(△16.8)	(△11.9)

## ◇ノルウェー、公定歩合を引上げ

ノルウェー中央銀行は2月10日、ノルウェー・クローネのEC共同フロート内他通貨に対する基準介入点の8%切下げ決定(要録「別項」参照)を受けて、公定歩合を1%引上げる(6→7%、2月13日実施)旨発表した。なお、ノルウェーの公定歩合変更は1976年9月6日の引上げ(5→6%)以来1年5か月ぶりのことである。

## ◇フィンランド、フィンランド・マルカを切下げ

フィンランド政府は2月16日、フィンランド・マルカを主要貿易相手国通貨バスクケットに対して8%切下げ、翌17日以降実施する旨発表した。

今次措置はノルウェー・クローネの共同フロート他通

貨に対する8%切下げ(要録「別項」参照)を受けて決定されたもので、フィンランド中央銀行筋では「木材・木製品を中心とする同国輸出産業の国際競争力の向上を通じて、国内生産の拡大を図り、現在高水準にある失業率(注)を低下させることを主な目的として採られたものである」とコメントしている。

(注)

	1975年	1976年	1977年/I Q	II Q	III Q	10月
失業率 (%, 季節) (調整済み)	2.2	4.0	5.4	6.0	6.2	6.2

#### ◇アイスランド、アイスランド・クローネを切下げ

アイスランド政府は2月8日、アイスランド・クローネを主要通貨に対し13%切下げ、即日実施する旨発表した。

本措置はこのところ輸出が伸び悩む一方、輸入が高水準を持続している結果、貿易収支赤字幅が増大傾向にあることから採られたものとみられている(注)。

主要通貨に対するアイスランド・クローネの新旧レート、切下げ率は次のとおり。

(単位・クローネ、%)

	新レート	旧レート	切下げ率
1米ドル	=254.10	220.90	13.07
1英ポンド	=491.60	427.80	12.98
1円	=1.0520	0.9140	13.12
1ドイツ・マルク	=120.5810	105.01	12.91
1フランス・フラン	=51.777	45.174	12.75

(注)

(単位・億クローネ、季節調整済み、月平均)

	1977/I Q	II Q	III Q	10月	11月
輸出(F O B) (前年比・%)	91.9 (98.1)	70.9 (22.5)	93.5 (27.2)	73.0 (5.6)	77.5 (7.2)
輸入(C I F) (前年比・%)	87.0 (37.0)	94.3 (51.6)	112.0 (32.4)	78.9 (28.5)	116.2 (33.8)
貿易収支じり (前年同期) (△月実数)	4.9 (△17.1)	△23.4 (△4.3)	△18.6 (△11.1)	△5.9 (△7.7)	△38.7 (△23.4)

#### ◇トルコ、経済緊縮政策を発表

トルコ政府は2月中旬以降3月上旬にかけて、以下のような経済緊縮政策を発表した。トルコ経済はこれまでの景気拡大政策により国際収支の大幅悪化に悩み、外資の円滑な導入さえ困難な状況に置かれていたが、今次措置は、強力な経済再建策の実施により、国際的な信認回復を図るとともに、昨年9月以降行詰まっていたIMF借款交渉の再開をねらったものとみられている(注)。

(注) トルコ政府当局は今次措置発表後、直ちにIMFに対し借款交渉の再開を要請(3月3日)。

##### (1) 國際収支対策

① 78年の輸入わくを前年比7.5億ドル削減(57.5億ド

ル→50億ドル)する。このため、重要物資(注)以外の品目についてはアクセプタンス方式による輸入金融を認めない(2月16日発表)。

(注) 鉄鉱石、鉄鋼、石炭、石油、LPG、肥料、農薬、医療品、医療器具、自動車部品、化学製品等

② 居住者の海外旅行は2年に1回に制限するとともに、旅行時の外貨持出し額を1人当たり最高500ドル(従来1人当たり年600ドル)に制限する(2月16日発表)。

③ 非居住者による交換可能トルコ・リラ預金の期間を最低1年以上とするほか、同預金に対するトルコ中央銀行の為替レート保証を停止する(注)(2月16日発表、3月1日実施)。

(注) 非居住者による交換可能トルコ・リラ預金はこれまで3ヶ月、6ヶ月、1年、1年半、3年、4年、5年ものと期間に応じて各種設定されていた。今回の措置によりこのうち3ヶ月、6ヶ月ものが廃止されることとなる。また、同預金の解約時における交換レートは、トルコ中央銀行の保証により、預入時の交換レートが適用されていた。

④ トルコ・リラの切下げ(注)(3月1日発表、即日実施)。主要通貨に対するトルコ・リラの新旧レート、切下げ率は次のとおり。

(単位・トルコ・リラ、%)

	新レート	旧レート	切下げ率
1米ドル	25.00	19.25	23.00
1英ポンド	45.75	34.70	24.15
1ドイツ・マルク	11.50	8.60	25.22
1フランス・フラン	5.05	3.90	22.73

(注) これに伴い、税制面での輸出優遇措置(tax rebate、従来5~40%)を縮小し、特に綿花、たばこ等一部農産品については廃止(3月2日実施)。

##### (2) 財政緊縮策

- ① 78年度(78/3月~79/2月)の歳出規模を人件費の抑制、各種補助金のカットなどにより前年実績見込みを下回る2,640億リラに削減する。
- ② 岁入面では輸入に係る印紙税の引上げ(10%→22.25~22.50%)を実施するほか、売上税、物品税の適用対象範囲の拡大による税収増を図る(増税法案は近々議会に提出の予定)。

##### (3) 金融引締め策

- ① 預貸金金利を次のように引上げる(4月1日実施)。  
預金金利

6か月~1年	6% → 9%
1年~2年	9% → 12%
2年~2年6か月	9.5% → 16%
2年6か月~3年	10% → 16%

3年～4年	11% → 20%
4年以上	12% → 自由化
貸出金利	
製造業向け	11.5%→16%
非製造業向け	11.5%→14%

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇ASEAN、第2回銀行家会議を開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)の第2回銀行家会議(注)(ASEAN Bankers Conference)は、1月25～28日バンコックにおいて開催された。

本会議には、加盟5か国の地場商業銀行代表約100人が参加、貿易、投資、金融に関する域内協力の拡大策について討議が行われ、下記の点で合意をみた。

- 農業およびアグロインダストリーを融資の優先分野とし、その実効をあげるため、諸外国の農業金融の実態を研究すること。
- 域内各国商業銀行は、域内関税取決め、清算同盟設置、地域投資委員会設立等について検討すること。また地域プロジェクトに参加する域内投資家への優遇措置を検討すること。
- 域内貿易拡大策として、地域貿易会社の設立を検討すること。
- 域内投資促進のため、ASEAN投資銀行の設立を検討すること。
- 域内商業銀行間の業務規則の統一を図り、相互協力を促進すること。また、このため域内銀行間で相互業務研修や駐在員(desk officers)の相互交換を実施すること。
- 銀行引受手形(Bankers' Acceptance)の地域市場を設立すること。また、本市場が発展するまでの経過措置として、中央銀行に本手形の再割引を要請すること。

(注) 第1回 ASEAN首脳会議(76年2月)において設立が同意されたもので、第1回会議は、76年8月シンガポールにおいて開催され、①農業およびアグロインダストリーへの融資、②ASEAN共同プロジェクトおよび貿易拡大への融資、③銀行職員の教育計画等への協力と可能性、④ASEAN清算同盟、⑤金融情報センターの設置、の5項目について討議している。

### ◇アジア開発銀行、貸出金利を引下げ

アジア開発銀行は2月9日、通常資本財源応募済資本金、準備金、借入金による貸出金利を年8.3%から同7.65%に引下げ、1月1日以降の融資承諾分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源<拠出金等>による貸出については、従来どおり年1%の貸出手数料のみを徵

収)。

本措置について同行では、最近の資金調達コストの低下を映した世界銀行の貸出金利引下げ(昨年10～12月融資承諾分を年8.0%から同7.9%に引下げたのに続き、さらに本年1～3月分を年7.9%から同7.45%に引下げ)に追随したものと説明。

### ◇韓国、韓国銀行法および銀行法を改正

韓国では77年12月末、「韓国銀行法」および「銀行法」が改正され、78年1月1日から施行された。前者は、公開市場操作円滑化のための体制作りを、後者は銀行の資本充実をそれぞれ主眼としたものである。両法の主要改正点は以下のとおり。

#### 1. 韓国銀行法

##### (1) 再割適格手形の対象範囲拡大を明文化

従来の農水産業、畜産業、鉱業、製造業に加え、林業、建設業、サービス業の振出した手形も再割適格手形の対象に加える(注1)(第69条改正)。

(注1) これら追加業種は実際上は從来から、金融通貨運営委員会(韓国銀行の最高意思決定機関)の判断により適格手形として認められていたが、これを今次改正により明文化したもの。

##### (2) 通貨安定勘定の設置を明文化

韓国銀行はすでに67年3月、金融通貨運営委員会の決定に基づき通貨安定勘定を設置、金融機関の短期的な流動性調節を行ってきたが、今次改正によりこれを明文化(第92条改正)。

##### (3) 預金取引先の拡大

韓国銀行の預、貸金取引先は政府ならびに政府代理機関の他は銀行(商業銀行および特殊銀行<農林系統金融機関を含む>)のみに限られていたが、預金取引先として新たに金融仲介機関(短資会社等)および韓国銀行の業務遂行に必要と認められた法人(保険、証券会社等)を追加(注2)(第93条但書)。

(注2) これにより韓国銀行は、豊富な資金量を有する短資会社、証券会社等との当座取引が可能となるが、本措置は先行きこれらとの間で債券売買オペを本格化するための布石とみられている。

##### (4) 支払準備制度の一部改正

イ. 最低準備率規制の廃止……支払準備率は10%以上50%以内の範囲で、金融通貨運営委員会が定めることがとなっていたが、今次改正で10%以上の文言を削除(注3)。

(注3) 現在高水準となっている支払準備率(平均17～24%)を大幅に引下げて金融機関の国・公債買入れ能力を高めることをねらいとしたもので、債券売買オペの本格化に備えたもの。

ロ. 支払準備額の積立期間変更……積立金融機関の便

宜を考慮し、従来計算期間と一致していた積立期間を変更(注4)(第60条改正、半月ごとに計算するのは従来と同様)。

(注4) ある月の1~15日の預金平残を基礎に算出した所要額については当該月の8日から22日までの半月間、さらに16日から月末までの預金平残を基礎に算出した所要額については当該月の23日から翌月7日までの半月間に、それぞれ韓国銀行預け金として積立てることとした(本年1月1日より実施)。従来は計算期間と積立期間が一致していたため、積みの最終日まで所要額が定まらず、市中銀行の資金計画が立てにくいという問題があった。

ハ、通常の金融機関と異なる支払準備率適用対象先の追加……各金融機関に対して一律の支払準備率を適用する原則の例外として、従来は農業協同組合・同中央会のみが認められていたが、今回新たに水産協同組合・同中央会を追加(第57条2項但書改正)。

#### (5) 銀行監督院(注5)の権限強化等

イ、銀行監督院長に対して銀行経営等に関する指示・監督権を付与(第114条の2追加)。  
ロ、銀行監督院長に対し、金融通貨運営委員会への常時出席権限を付与(議決権はない、第11条改正)。  
ハ、銀行監督院の役員として副院長補(3名)を新設(従来の役員は院長、副院長各1名、第29条改正)。

(注5) 金融通貨運営委員会の直属機関。同委員会の指示に従つて商業銀行を検査・監督し、また財務部長官の委嘱をうけて政府金融機関などの検査を行う。なお院長は同委員会の推薦により、大統領が任命。

#### 2. 銀行法

- (1) 資本金の充実…金融機関の最低資本金を250億ウォン(従来15億ウォン)に引き上げる。ただし全国を営業区域としない金融機関(地方銀行)については10億ウォン(従来150百万ウォン)とする(第16条改正)。
- (2) 決算期間の変更…従来は3月、9月の年2回決算であったが、これを政府の会計年度(1月~12月)に合わせて年1回決算(12月)に改める(第35条改正)。

#### ◇韓国、1978年の経済目標を発表

韓国政府は1月、78年の主要経済目標を発表した。これによると、本年の経済政策目標を「経済の安定基調を定着させ高度成長を持続すること」におき、具体的には、①海外部門を中心とする通貨供給量の増大を抑制することにより物価上昇率を10%以内に抑える、②各種支援策により輸出125億ドルを達成する、③民間設備投資の促進等により10~11%程度(前年実績+10.3%)の経済成長を達成する、などの目標を打ち出している。主要目標は以下のとおり。

#### 韓国の国内経済目標

(単位・前年比増加率・%)

	1978年目標	1977年実績 (暫定)
実質G N P	10.0~11.0	10.3
うち農林水産業	7.0	3.1
鉱工業	12.0~14.0	11.2
建設業・社会間接資本およびその他	9.7	13.0
卸売物価上昇率	10.0	10.1
消費者物価上昇率	10.0	11.0
マネーサプライ増加率	30.0	41.4
国内与信増加率	34.7	21.2

#### 韓国の国際収支目標(I M Fベース)

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増加率・%)

	1978年計画	1977年実績 (暫定)
経常収支	0	32
貿易収支	△700	△518
輸出	12,500	10,007
	(24.9)	(28.1)
輸入	13,200	10,525
	(25.4)	(28.0)
貿易外収支	465	320
受取	4,165	3,055
支払	3,700	2,735
移転収支	235	230
長期資本収支	891	1,388
短期資本収支	△666	59
外貨準備高	5,010	4,322

#### ◇韓国、外貨流入抑制措置を実施

韓国政府、韓国銀行は、国際収支の好転に伴うマネーサプライの急増傾向に対処するため、昨年12月から本年1月にかけて以下のような一連の外貨流入抑制措置を実施した。

- (1) 外資導入認可基準の一部改正(1月4日実施)  
外貨借款を抑制するため次のように規制を強化。
  - イ、借款形態：資本財借款(資本財輸入に伴う延滞信用等)のみとする(従来認められていた原材料借款、現金借款は除外)。なお頭金の支払は自己資金に限定(従来認められていた国内外貨貸による支払は認めない)。
  - ロ、対象業種：対象業種を重化学工業、電力、防衛産業の3業種に限定(従来認められていた観光ホテル等は除外)。
  - ハ、借款金額：1件当たり金額を10百万ドル以上に引き上げる。

げ(從来3百万ドル以上)。

二. 金利等: 金利は LIBOR +1.5% 以下(從来+2% 以下)、手数料は1%以下(從来1.5%以下)とする。

(2) 外貨貸出取扱規定の一部改正(1月5日実施)

本年分の外貨貸出限度わく(純増ベース)(注)を設定し、主として公的外貨準備を原資とする国内銀行の中長期外貨貸出を促進する反面、外国銀行国内支店による外貨貸出(主として本支店勘定を通じて調達した外貨を原資とする)を抑制。なおあわせて融資対象の削減(從来の14種から、海外建設請負工事の運転資金および航空機、船舶等のリースに伴う頭金の2種を除外)等の措置も実施。

(注) 本年分の貸出限度わく(純増ベース、ロイター電による)  
国内銀行: 10億ドル  
外国銀行国内支店: 3億ドル

(3) 輸入担保金比率の変更

延払輸入を抑制するためにその輸入担保金比率を引上げた(12月1日実施)につづき、一覧払決済による輸入を促進するためにその担保金比率を引下げ(1月1日実施)。

イ. 一覧払決済による輸入品目の輸入担保金比率引下げ。

一般用品目: 原則として10%(從来40%)。関税率が50%以上の品目もしくは商工部長官が指定する品目については40%(從来100%)

輸出用原材料: 10%(從来どおり)

ロ. 延払輸入品目の輸入担保金比率の引上げ。

無関税品目: 20%(從来10%)

関税率が20%未満の品目: 30%(同20%)

関税率が20%以上の品目: 50%(同40%)

(4) 外国為替管理規定の一部改正(1月1日実施)

輸出前受金流入抑制のため、昨年10月12日から実施されていた前受金のウォン貨転換抑制措置を廃止(12月31日)し、新たに次のような抑制措置を実施。

イ. 海外支店および現地法人からの輸出前受金の受取を禁止。

ロ. 輸出前受金の受取に際し国内銀行が返還保証(注)を行うことを原則的に禁止する。もっとも中小企業については1件当たり50万ドル以下の輸出前受金を受取る場合に限り從来どおり許可。

ハ. なお上記措置により輸出企業が資金繰りに支障をきたす場合にこれを救済するため、別途ウォン貨融資を実施(輸出前受金の転換資金取扱要領を制定、1月1日実施)。

(注) 輸出契約が履行不能となった場合、相手の輸入業者に対してすでに受取った輸出前受金の返還を保証すること。

◆韓国、1977年の国民総生産実績(暫定)を発表

韓国銀行は、このほど1977年GDPの暫定推計結果を発表した。これによれば1977年の実質GDP成長率は、10.3%と年次経済計画の目標(前年比+10.0%)は達成したもの、前年(同+15.5%)に比べるとかなり鈍化した。これは、積極的な国内経済開発の推進を映し、建設のほか、電力、運輸等社会間接資本部門が好伸した反面、製造業が繊維、衣類、合板等を中心とする輸出の増勢鈍化から、また農林水産業も大麦の減産および遠洋漁業の不振から、それぞれ前年を大きく下回る伸びにとどまったことによるもの。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

	1975年	1976年	1977年 (暫定)
総額	8.3	15.5	10.3
G 農林水産業	7.1	8.9	3.1
N 鉱工業	12.9	25.4	11.2
うち製造業	12.9	26.1	11.2
P 建設業および社会間接資本	12.2	14.3	22.8
その他	3.2	10.0	8.5
個人消費支出	5.9	7.0	6.1
G 政府の財貨・サービス経常購入	5.8	11.2	9.3
N 総投資	1.0	14.7	23.4
うち国内総固定資本形成	12.4	15.9	24.8
E 財貨・サービスの輸出	16.2	43.2	25.8
財貨・サービスの輸入	1.2	29.7	29.9

(注) 1970年不变価格による。なお、名目GDPは15兆2,404億ウォン(315億ドル相当、前年比+25.5%)、1人当たりGDPは418千ウォン(864ドル相当)。

◆韓国、通貨安定証券発行要領を変更

韓国銀行は1月5日、金融調節機能の強化を目的に通貨安定証券(注)発行要領を一部変更した。新発行条件は以下のとおり。

- (1) 発行限度額…通貨量の30%以内(從来15%)
- (2) 満期…14日以上1年以内(從来どおり)
- (3) 最高発行割引率…年率20%(從来15%)
- (4) 中途買戻しの場合の最低買戻し割引率…当該証券の発行割引率と同率(從来7%)
- (5) 発行方法…募集、競争入札または売出(從来どおり)

(注) 同証券は韓国銀行が金融調節のため発行するもので、市中銀行との間の相対売買に使用されているもの。韓国銀行では、同國の証券市場が未発達であるうえ、国債、政保債は償還期間が長く金利も低水準のためその市中売買が難しいところから、1961年以来同証券の発行を行っている。

### ◇韓国、円建て公募債を発行

韓国産業銀行は1月、かねてより計画していた初の円建て公募債を東京市場で発行した。同債券の発行条件等は以下のとおり。

総額	100億円
償還期間	10年
表面利率	年 6.7%
発行価格	100円につき99円70銭
応募者利回り	年 6.75%
募集期間	1月23~30日
払込期日	1月31日
引受幹事	山一証券、野村証券、大和証券、日本興業銀行等30社。
資金使途	重化学工業建設および農業開発資金の融資に充当。

### ◇タイ、貿易赤字対策を実施

タイ政府は1月31日、公定歩合の引上げと乗用車等50品目の輸入禁止を主な内容とする貿易赤字対策を発表、2月1日から実施した。

同国では、77年中、干ばつ被害の影響からとうもろこし、タピオカ等の主要農産品の輸出が低迷の一方、開発関連資材(鉄鋼、機械等)、自動車、原油等の輸入が大幅に増加したため、貿易収支赤字幅(76年△6.0億ドル→77年推計△10.5億ドル)が著しく拡大。さらに、本年も米、とうもろこし、砂糖等を中心に輸出の伸び悩みが見込まれることから、こうした措置に踏切ったものとみられる。これら措置の内容は次のとおり。

#### (1) 公定歩合の引上げ

商業銀行の輸入業者に対する信用供与(貿易信用供与は商業銀行総貸出の約3割)の増加を抑制するため、公定歩合(国債担保手形貸付金利)を、年9.0%から同10.5%に引上げ。

#### (2) 乗用車等50品目の輸入禁止

乗用車、モーターサイクル、磁器、スーツケース、トランク、果実等ざいたく品50品目について、当分の間輸入を禁止。さらに、必要な場合には追加措置として化粧品等約300品目の輸入税引上げもあり得る旨示唆。

なお、乗用車輸入禁止については、補完措置として、①ファイナンス・カンパニーの自動車向け割賦販売金融の残高増加規制(向う1年間、2月1日現在残高の5%増以内、2月1日実施)、②乗用車組立工場の新增設の一時禁止(国産部品使用比率<現在25%>引上げを前提とした一時的措置、2月8日実施)、も併

行的に実施。

### ◇インドネシア、1978年度予算案を発表

インドネシア政府は1月5日、1978年度(78年4月~79年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案の基本方針について、スハルト大統領は、①経済の安定を図るために、均衡予算を維持すること、②第2次経済開発5か年計画(1974年4月~79年3月)の最終年度にあたるため、引き続き開発支出を極力増加させるとともに、同計画の優先順位(49年9月号「要録」参照)に基づき重点配分を行うこと、などに留意した旨表明している。

予算案の概要は次のとおり。

(1) 岁入は、総額4兆8,263億ルピア、前年度比+13.6%と、70年代では最低の伸び率。これは、先進国の景気低迷を背景に、石油輸出が伸び悩むとの見通しから、歳入の約4割を占める石油会社税の增收を小幅

### インドネシアの1978年度予算案

(単位・億ルピア)

		1978年度	前年度比 増加率
歳 入	經 常 収 入	39,700	13.9%
	うち直接税	28,080	12.5
	うち石油会社税	20,674	6.2
	所得税	1,383	21.4
	間接税	10,427	16.1
	輸入税	3,262	4.9
	消費税	2,251	32.5
外 国 援 助 受 入 れ	8,563	12.2	
	計	48,263	13.6
歳 出	經 常 支 出	23,716	14.1
	うち人件費	10,274	15.8
	物件費	4,063	17.6
	地方自治体補助金	5,223	13.4
	対外債務償還	3,376	52.3
	開発支出	24,547	13.2
	うち農業・地方開発部門	6,842	13.5
	電力部門	2,662	15.2
	鉱・工業部門	2,215	50.7
	運輸・観光部門	3,887	6.8
	教育部門	2,691	41.6
	労働部門	1,219	118.1
	計	48,263	13.6

(+ 6.2%)にとどめ、また、開発支出を経常歳入で賄う割合を高める方針から、外国援助の受入れを極力抑制したこと(前年度比 +12.2%、この結果、歳入総額に占める外国援助の比率は前年度の 18.0%から 17.7%へと若干低下)による。

(2) 歳出(歳入と同額)は、歳入の伸び悩みと対外債務償還の急増(前年度比 +52.3%)に対処、人件費等を中心経常支出の伸びを大きく抑制(前年度比 +14.1%、前年度同 +29.9%)する一方、開発支出については前年並みの伸び(同 +13.2%、前年度同 +12.9%)を維持し、鉱・工業部門(前年度比 +50.7%)、労働部門(同 +118.1%)、教育部門(同 +41.6%)等第 2 次 5 か年計画における優先分野に重点的に配分。

#### ◇スリランカ、自由輸出加工区設置具体化

スリランカ議会は 1 月 20 日、政府が去る 1 月 3 日に提出していた自由輸出加工区(free trade zone)計画<sup>(注)</sup>推進のための実行委員会(the Greater Colombo Economic Commission)設置法案を圧倒的多数(賛成 130、反対 20)可決、成立させた。同法案は、自由輸出加工区設置の基本法ともいべきもの(加工区予定地を法案付表 A で明示のほか、同委員会<大統領任命の 5 委員で構成、任期 5 年>に計画実施上の諸権限を付与)で、これにより、外資導入をてこに失業問題解決と輸出振興を図ることを目的とする同国輸出加工区計画は具体化への第一歩を踏出したことになる。

(注) 自由輸出加工区に関する政府構想の骨子は次のとおり。

- (1) 設置地区  
コロンボ市北部沿岸地域(総面積 185 平方マイル)。
- (2) 存続期間  
15~20 年。
- (3) 進出外国企業の投資に対する優遇措置
  - イ. 出資規模等の制限なし(ゾーン外では現行規制を維持、小規模企業への投資のみ許可)。
  - ロ. 企業接収法(Business Acquisition Act)の適用外とし、外國企業の存続を保証。
  - ハ. 法人税、機械の輸入税、製品の輸出税等を免除するほか、投下資本元本および配当金等の本国送還に制限を設けない。
- (4) 条件  
雇用労働者は現地採用のこと。製品はすべて輸出すること。

#### ◇イラン、1978/79年度予算案を発表

イラン政府は、2 月 5 日、1978/79 年度(78 年 3 月 21 日~79 年 3 月 20 日)予算案を議会に提出した。同国では、世界的な石油需給の緩和を映じて石油収入の伸び悩み(+7.4%と計上)持続が見込まれる一方、国内経済開発関連支出は引き続きさむことから、3 年連続の赤字予算(収支じり △2,899 億リアル <1,500 億リアルの準備金取崩し予定>、前年度 △2,726 億リアル)となっている。

本予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳入は、石油・天然ガス収入が海外需要の伸び悩みを主因に若干の増加にとどまる(前年度比 +7.4%)ものの、所得税、法人税を中心に租税収入の大幅増加(同 +46.0%)を見込み、加えて巨額の海外(ユーロ取入等)・国内(国債発行等)借入(同 +60.0%)を予定していることから、総額では 2 兆 7,960 億リアル(約 396 億

#### イランの1978/79年度政府一般会計予算案

(単位・億リアル)

		1977/ 78 年度 (実積)	1978/ 79 年度	前年 度比
歳 入	租 税 収 入	4,208	6,142	46.0%
	うち 所 得 税	270	500	85.2
	法 人 税	1,300	1,800	38.5
	輸 入 税	1,780	2,730	53.4
	販 売 税	450	640	42.2
	石油・天然ガス収入	14,360	15,418	7.4
	専 売 収 入	301	408	35.5
	海 外・国 内 借 入	2,500	4,000	60.0
	そ の 他	907	1,992	119.6
	合 計	22,276	27,960	25.5
歳 出	一 般 行 政 費	2,021	1,941	- 4.0
	国 防 費	5,611	7,004	24.8
	社 会 関 係 費	5,455	6,890	26.3
	うち 教 育	2,313	3,017	30.4
	福 祉	859	1,618	88.4
	住 宅	894	485	- 45.7
	經 濟 関 係 費	8,943	12,059	34.8
	うち 工 業	1,322	1,384	4.7
	農 業	758	1,055	39.2
	石 油	1,150	1,761	53.1
	電 力	2,135	3,122	46.2
	水 資 源	573	748	30.5
	運 輸・通 信	1,695	2,794	64.8
	債 務 元 利 払 い	1,248	1,405	12.6
	海 外 投 資・貸 付	800	800	0.0
	そ の 他	924	760	- 17.7
	合 計	25,002	30,859	23.4
	収 支 じ り (うち 準 備 金 取 崩 し)	△ 2,726 (△ 1,100)	△ 2,899 (△ 1,500)	—

米ドル、前年度比 +25.5%)と前年度の伸び(同 +14.1%)を大きく上回る。

(2) 一方歳出は、経費節減のねらいから一般行政費が前年度を苦戻下回った(前年度比 -4.0%)ほか、海外投資・貸付も横ばいにとどまっているが、引続き経済関係費(前年度比 +34.8%)が農業、石油、電力、水资源、運輸・通信等の各部門にわたって増すう、社会関係費(同 +26.3%)も教育、福祉面を中心にかなりの増加をみたことから、総額では3兆859億リアル(約438億ドル、前年度比 +23.4%)と前年度の伸び(同 +12.0%)を大幅に上回っている。

#### ◇豪州、預貸資金利の一部を引下げ

豪州準備銀行は2月2日、商業銀行、貯蓄銀行の住宅貸出金利および一部預資金利の上限をそれぞれ0.5%引下げる旨発表、即日実施した。本措置の概要は次のとおり。

- (1) 商業銀行および貯蓄銀行の住宅貸出金利を引下げ(10.5→10.0%)。
- (2) 商業銀行の定期預金(5万豪ドル未満、3か月もの)の金利を引下げ(8.25→7.75%)。
- (3) 貯蓄銀行の投資預金(Investment Accounts)(注)の金利引下げ(9.0→8.5%)。

(注) 定期性預金の一種で、据置期間3か月経過後、1月前の予告で引出し可能。

本措置は、資金上昇抑制、輸入物価の落着き等から消費者物価が沈静化傾向を示しはじめている(77年7~9月、前年同期比 +13.1%、10~12月同 +9.3%)一方、金融引締め長期化から住宅建設等を中心に経済活動が低迷しているため、景気の大幅落込み回避をねらいとしたものとみられている。

#### ◇ニュージーランド、消費者金融規制の一部を緩和

ニュージーランド政府は2月2日、76年3月以降インフレ抑制の見地から実施してきた耐久消費財に係る消費者金融規制のうち自動車購入に関する抑制措置を以下のとおり緩和する旨発表、即日実施した。

##### 賦払規制変更の内容

従来 緩和後

- |             |        |            |
|-------------|--------|------------|
| (1) 乗用車(新車) | 現金一括払い | 最低頭金比率60%、 |
| およびトラック     |        | 最長賦払期間12か月 |
| (2) 中古乗用車   | 最長賦払期間 | 18か月に延長    |
|             |        | …12か月      |

今回の措置は、金融引締め措置の浸透を映じ、自動車登録台数(注)が大幅に落込み、これを映じ自動車業界で

在庫累増および失業者増大を招いていることに対処して行われたもの。

(注) 自動車登録台数の前年同期比  
77年7~9月 -21.2%  
10~12月 -38.7%

## 共産圏諸国

#### ◇ソ連、ハンガリー向け原油価格引上げ

ソ連はこのほど78年のハンガリー向け原油価格を21.3%(トン当たり49→59ループル)引上げた。なお、未公表ながら、その他コメコン諸国向け輸出価格についてもほぼ同率の値上げが実施されたものとみられている。

上記措置は、原油の域内取引価格(注)を国際市場価格にさや寄せするため、過去5か年間の国際市場価格の平均を基礎として毎年改訂するとのコメコン執行会議(75年1月)の決議に基づき実施されるもので、75年1月以来4回目のもの(ハンガリー向け原油値上げ率、75年13.1%、76年8%、77年23%)。新価格は国際市場価格と比較してなお2割(昨年は3割)程度割安ではあるが、昨年に続く大幅値上げのためソ連石油に対する輸入依存度の高い東欧諸国(ルーマニアを除く)にとってはかなりの打撃とみられる。こうした状況下、東欧諸国では、ソ連からの原油輸入価格と国際価格とが今後一層接近することが見込まれるうえ、ソ連の供給自体も、同国の石油生産伸び悩みからかなり抑制され始めていることもあり、中近東等西側からの石油輸入拡大を目論む等の動きもみられる。

(注) ビジネス・イースタン・ヨーロッパ誌(77年12月23日号)によれば原油の域内平均取引価格は次のとおり。

価格	前年比
75年 33.5ループル/トン	85.1%
76年 36.8	9.9
77年 46.5	26.4

#### ◇ポーランド、1978年経済計画を発表

ポーランド政府はこのほど78年の経済計画を発表した。同国では、近年国家財政窮屈化による投資資金不足、労働力不足、外貨事情悪化等の制約要因が強まっていていることから、78年の成長目標を前年に引き低めに抑えている(生産国民所得成長率 +5.4%、前年目標 +5.7%)。こうした中で、供給不足に陥っている食品等消費財の生産拡大に重点指向。部門別計画は次のとおり。

- (1) 鉱工業生産は前年比 +6.8%と77年計画(同 +7.5%)を下回る伸びを設定。部門別には、深刻な供給不足に陥っている食品等消費財の生産拡大に重点。

- (2) 農業生産は74年以降4年連続の不振が続いたことから、農業機械化推進、化学肥料の投入増などにより穀物、飼料中心に74~77年平均比+5.8%の増産を図る。
- (3) 投資は総額6,220億ズロチとかなり抑制(76~77年の年平均投資額6,390億ズロチ)。特に資本財生産関連の新規大型プロジェクトを抑制。
- (4) 国民生活面をみると、実質賃金は前年比+1.8%と77年計画(同+2.0%)に引き続き低く抑えられているが、小売売上高は消費財供給の拡大見込みから前年比+12%の伸びを見込む。
- (5) 輸出については、頃来の農産品不作の影響から不振が見込まれるため前年比+9.9%と77年計画(同+13.0%)を下回る伸びを設定。一方、輸入は外貨面の制約などから77年に引き続き抑制する方針ながら、昨年の不作から穀物輸入増が不可避のため77年計画(同+2.7%)を上回る伸び(同+4.2%)を見込む。

#### ポーランドの主要経済指標

(単位・前年比増減(ー)率・%)

	1976年実績	1977年計画	1978年計画
生産国民所得	7.5	5.7	5.4
鉱工業総生産	10.7	7.5	6.8
農業総生産	-0.8	5.3	74~77年平均比
投資	3.5	0	n.a.
工業労働生産性	10.1	7.2	6.7
実質賃金	3.8	2.0	1.8
小売売上高	13.2	n.a.	12
輸出	7.5	13.0	9.9
輸入	10.8	2.7	4.2

#### ◇ポーランド、国内外企業のズロチ交換レートを変更

ポーランド国立銀行は2月1日、同国に進出している外国企業のズロチ交換ルート(注)を切下げ、即日実施した。

(注) 事務所経費、現地従業員の給与支払い等に必要な同国通貨(ズロチ)の西側諸国通貨との交換に適用されるレート。なお同国ではBasic Rate(統計上の目的のみに使用)のほか各種の為替レートが設定されている。

#### 1. 変更幅

現行比40%(IMF方式)方切下げ、旅行者レートと同水準とした。

(例)	旧レート	新レート	切下げ率
1米ドル当り	19.92ズロチ	33.2ズロチ	40.0%
1西ドイツ・マルク当り	9.3522	15.587	〃

#### 2. 背景

上記措置は、從来国内外企業に適用していたズロチ交換レートが外国人旅行者レートに比べ、かなり割高であったことによる、外国企業の不満を解消し併せ外国企業の誘致促進をねらったものとみられている。

#### ◇ハンガリー、小売価格引上げ

ハンガリー政府は1月8日、食料品、建設資材等の小売価格引上げを発表、翌9日から実施した。その概要、背景は次のとおり。

##### 1. 小売価格引上げの概要

- (1) 食料品…コーヒ豆(値上げ率45~55%)、ココア(同30%)、チョコレート類(同33%)、ケーキ・ピスケット(同13%)、レモン・オレンジ・バナナ(同5~10%)等  
 (2) 建設資材等…鋼板(同21%)、ガス・水道用鉄管(同25%)、農機具(同60%)、釘(同16~30%)等

##### 2. 背景

同国では74年3月以降、価格補助金支出増大に伴う国家財政面への圧迫を軽減するため、段階的な小売価格引上げを実施してきており、今回の措置も同様の方針に基づくもの。すなわち、食品については、輸入価格上昇(例えば、コーヒ豆76年1,900ドル/トン→77年4,000ドル/トン)の一部を転嫁したものであり、建設資材等については、本年1月1日実施した鉄鋼の生産者価格引上げに対応したもの。なお政府は、かかる建設資材の値上がりによる住宅建設資金の増大が見込まれることから、個人に対する住宅ローンの限度額引上げ(1→2万フォント)を併せ決定した。

#### ◇ブルガリア、77年経済実績と78年経済計画を発表

ブルガリア政府はこのほど77年経済実績と78年経済計画を発表した。これによると、77年の生産国民所得の伸びは+6.4%と、計画目標および前年実績を下回り、78年の目標も77年実績を若干上回る程度に抑えられているのが特徴。

##### 1. 77年経済実績

- (1) 鉱工業生産は前年比+7.3%と計画(同+9.2%)を下回った。部門別には機械・金属、化学が好伸したもの、食品、繊維等消費財関連は伸び悩んだ。  
 (2) 農業生産については実績が発表されていないが、天候不順から計画(同+4.0%)を大幅に下回った模様。  
 (3) この結果、生産国民所得は前年比+6.4%と計画(同+8.2%)比未達となった。  
 (4) 貿易は前年比+12.4%と76年実績(同+8.5%)を上回る伸びとなつた。特に、コメコン域内分業生産体制進展に伴う取引量増大が大きく寄与したとされてい

る。

## 2. 78年経済計画

- (1) 鉱工業生産は前年比 +7.7%と前年(同 +9.2%)をかたり下回る目標を設定。部門別には引き続き重化学工業部門(機械<同 +13.7%>、化学<同 +11.1%>、電力<+ 10.5%>)を重視する反面、軽工業(同 +2.8%)は低い伸びに抑えられている。
  - (2) 農業生産は前年比 +5.0%と77年計画(同 +4.0%)を若干上回る伸びを設定。これが達成のため、農業全般にわたる機械化等の推進による生産性の向上を企図しており、特に穀物の増産を最優先することとしている。
  - (3) 上記農・工業生産計画目標を反映して、生産国民所得は前年比 +6.8%と77年計画(同 +8.2%)を下回っている。
  - (4) 投資は総額 59.5億レフ(前年比 +4.2%)を計画。新規投資を抑制し、設備更新・補修投資(投資総額の 7 割<41.4 億レフ>)に重点を置く方針。
  - (5) 国民生活面をみると、国民 1 人当たり実質所得(前年比 +3.6%、前年計画同 +4.5%)、小売上高(同 +4.4%、前年計画同 +7.0%)とも前年計画目標に比べ低めに設定。
  - (6) 貿易は前年比 11.5%の増加を見込む。特に、重化学工業部門(注)(機械、化学、冶金)の輸出拡大を企図。
- (注) 78年計画における機械、化学、冶金の輸出シェアは全体の 62%。

### ブルガリアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1976年 実 績	1977年 実 績	同計画	1978年 計 画
生産国民所得	7.0	6.4	8.2	6.8
鉱工業総生産	8.0	7.3	9.2	7.7
農業総生産	3.1	n.a.	4.0	5.0
投 資	7.8	n.a.	3.8	4.2
労働生産性	n.a.	6	8.1	6.7
国民 1 人当たり 実 質 所 得	4.4	n.a.	4.5	3.6
小 売 上 高	7.3	3.7	7.0	4.4
貿 易	8.5	12.4	n.a.	11.5

### ◆中国、日中長期貿易取決めを締結

日中貿易の安定的拡大に寄与するものと期待されていた「日中長期貿易取決め」が 2 月 16 日、劉希文中日長期貿易協議委員会主任と稻山日中長期貿易協議委員会委員長との間で調印された(注1)。本取決めは前文と 12 カ条

からなるが、その骨子は以下のとおり。

- (1) 取決めの有効期間…78~85年の 8 年間。
- (2) 貿易規模…期間内における双方の輸出金額は各 100 億ドル前後(往復 200 億ドル前後)(注2)。
- (3) 対象商品および取決め数量、金額
  - イ. 対象商品…日本からは技術およびプラントならびに建設用資材・機材を輸出し、中国からは原油および石炭を輸出。
  - ロ. 最初の 5 年間(78~82年)の金額、数量
    - (イ) 日本の輸出…技術およびプラントは約 70~80 億ドル、建設用資材・機材は約 20~30 億ドル(契約ベース)。
    - (ロ) 中国の対日輸出商品、数量(引取りベース)

年度(暦年)	原油	原料炭	一般炭
1978年	700万トン	15~30万トン	15~ 20万トン
1979 ヶ	760 ヶ	50 ヶ	15~ 20 ヶ
1980 ヶ	800 ヶ	100 ヶ	50~ 60 ヶ
1981 ヶ	950 ヶ	150 ヶ	100~120 ヶ
1982 ヶ	1,500 ヶ	200 ヶ	150~170 ヶ

なお、83~85年分については 81 年内に協議して確定する(82 年の数量を基礎にして逐年増加させるものとする)。
  - (4) 日本から輸出するプラント代金等の決済方法…原則として延払い方式。
  - (5) その他
    - イ. 本取決めに基づく取引の方法…日本側貿易業者と中国側関係輸出入総公司とで個別契約を締結。
    - ロ. 統計作業の窓口…本取決めに基づく取引上の決済の進捗状況を把握するため、それぞれ外為銀行を指定(日本は東京銀行、中国は中国銀行)、所要の統計作業を担当させる。
    - ハ. 事務局の設置…本取決めを実行するためそれぞれ事務局を設置し、連絡および関係事務の処理を行う。
      - (注1) 本取決めは民間ベースのものであるが、前文でそれぞれの政府の支持を受けたものであることを強調している。
      - (注2) 本取決めは日中貿易の一部をなすもの。この点に関しては前文でも明記されている。なお 77 年の日中貿易は往復で約 35 億ドル。

### ◇ベトナム、1978年国家計画の概要を発表

ベトナムは昨年 12 月、第 2 次 5 カ年計画の第 3 年目に当る 78 年の国家計画を決定した。これによると 76 年(ベトナム戦争終了後の経済復興の遅延)、77 年(台風、冷害等の異常気象に伴う農業部門の不振)と経済実績が目標をかなり下回ったため、78 年度は第 2 次 5 カ年計画達成

の重要な年であるとして、輸出の伸長や農業生産の立直しにより、実質G N P成長率を19.5~21.5%(5か年計画の平均14~15%)に高めるなど、意欲的な目標を打ち出している。こうした目標について同国では、農業生産については気象条件いかんとしながらも工業生産については、余剰労働力(現在22百万人の労働人口のうち7百万人が失業中)や遊休設備(工業設備稼働率50~60%)の活用により十分達成可能としている。主要経済目標は以下のとおり。

- (1) 実質G N P成長率は、5か年計画の平均を大幅に上回る19.5~21.5%を見込む。
- (2) 農業総生産は、耕地面積の拡大等により前年比+30.7%(うち食糧生産同+26.9%)の大幅増を計画。
- (3) 工業総生産は、衣料(前年比+25%)のほか、機械(同+28%)、肥料(同+68%)など、重化学工業部門にも注力して、全体で前年比+19.0~21.7%の増加を見込む。
- (4) 基本建設投資としては、上記耕地面積拡大のための開墾(30万ha、5か年計画の目標<100万ha>の30%相当)費用として54億ドン(前年比+28.6%)を投入する(新規雇用増46万人)ほか、工業部門強化のため、ビスコース糸工場(年産2万トン)および苛性ソーダ工場

(年産6.6万トン)の建設に着手する。

(5) 輸出は、農産物(前年比+66%、生ゴム、やし油等)、水産物(同+76%)や主力軽工業品(同+21%)を中心に、前年比+48%の大幅な伸長を計画。

#### ベトナム主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	第2次 5か年 計 画 (76~ 80年)	1976		1977年		1978年 計 画
		実 績	実 績	1977年 計 画	1977年 計 画	
実質国民 総生産	14~15	n.a.	n.a.	18.0	19.5~21.5	
農業総生産	8~10	n.a.	n.a.	16.0	30.7	
うち食糧	n.a.	19.5	△ 5.7	16.8	23.1~26.9	
工業総生産	16~18	14.0	n.a.	20.0	19.0~21.7	
うち発電総量	8.7	n.a.	12.5	9.0	14.5	
石炭	12.8	n.a.	10.9	9.1	14.8	
肥料	31.0	n.a.	0	27.3	68.2	
基本投資額	n.a.	16.0	n.a.	43.0	28.6	
輸出	n.a.	54.0	n.a.	55.0	45.0	
予算総額	n.a.	n.a.	n.a.	△ 2.5	20.3	

\* は北部地区の実績。